

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例に係る基準(案)

○子ども・子育て関連3法の制定による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の設備及び運営についての基準を、市町村が条例で定めなければならないことになりました。町内で新たに放課後児童健全育成事業を行うことは、届出さえすれば誰でも行うことが可能になることから条例を定めるものです。

松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)

NO	条項	事項	国の基準	従う 参酌	町の方 針
1	第5条	放課後児童健全育成事業の一般原則	事業を利用している児童(以下利用者という。)の人権への配慮、人格の尊重 地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明 運営内容自己評価、結果の公表 放課後児童健全育成事業所の構造設備は、採光、換気等の保健衛生、危害防止に十分な考慮を払って設けなければならないこと。	参酌	国の基準等に 従う
2	第6条	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置 非常災害に対する具体的計画の策定及び訓練の実施等	参酌	国の基準等に 従う
3	第7条	放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要素	健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者あって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	参酌	国の基準等に 従う
4	第8条	職員の知識及び技能の向上	知識の及び技術のの修得、維持及び向上に努めなければならない 放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保	参酌	国の基準等に 従う
5	第9条	設備の基準	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下専用区画)、支援の提供に必要な設備及び備品の設置 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない 専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない	参酌	国の基準等に 従う

NO	条項	事項	国の基準	従う 参酌	町の方 針
6	第10条	職員	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童支援員を置かなければならない</p> <p>放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、その1人を除き補助員をもってこれに代えることができる</p> <p>放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了した者でなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の資格を有する者 ・社会福祉士の資格を有する者 ・高等学校を卒業した者で2年以上児童福祉事業に従事した者 ・教員免許を有する者 ・大学、大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <p>高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に類似する事業に従事した者で市町村長が相当と認めたる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする ・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに当該支援の提供に当たる者でなければならない 	従う	国の基準等に 従う
7	第11条	利用者を平等に取り扱う 原則	利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な取扱をしてはならない	参酌	国の基準等に 従う
8	第12条	虐待等の禁止	職員の利用者に対する虐待等の禁止	参酌	国の基準等に 従う
9	第13条	衛生管理等	設備、食器等又は飲料水の衛生管理 感染症又は食中毒の発生、まん延の防止 医薬品その他の医療品を備え、管理すること	参酌	国の基準等に 従う
10	第14条	運営規定	<p>放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定める</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援の内容及び利用者負担額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 	参酌	国の基準等に 従う
11	第15条	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備	参酌	国の基準等に 従う
12	第16条	秘密保持等	職員の秘密の漏洩の禁止等	参酌	国の基準等に 従う

NO	条項	事項	国の基準	従う 参酌	町の方 針
13	第17条	苦情への対応	苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等 市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会への調査への協力	参酌	国の基準等に 従う
14	第18条	開所時間及び日数	開所日数について年間250日以上、開所時間について平日は1日3時間以上、休日は1日8時間以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める	参酌	国の基準等に 従う
15	第19条	保護者との連絡	保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない	参酌	国の基準等に 従う
16	第20条	関係機関との連携	市町村、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携した支援	参酌	国の基準等に 従う
11	第21条	事故発生時の対応	事故発生時の市町村、保護者等への連絡 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償	参酌	国の基準等に 従う
12	附則	職員の経過措置	放課後児童支援員の資格について、都道府県知事が行う研修を修了した者に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める	—	国の基準等に 従う